金太郎のアドバンス 宛

送信先FAX番号
0120-318-575

年　月　日

金太郎 キンタロウ 有限会社 アドバンス
愛知県名古屋市東区砂田橋5-7-29
電話（無料）0120-318-233
FAX（無料）0120-318-575

金看板・許可票専門SHOP

宅地建物取引（報酬額票）FAX申込書

下記内容をご記入下さい　※記入方法がご不明の場合は、「許可票の通知書」を一緒にFAX下さい

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額

（昭和四十五年十月二十三日建設省告示第千五百五十二号）
最終改正　令和元年八月三十日国土交通省告示第四百九十一号）

第一　定義

この告示において、「消費税等相当額」とは消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき地方消費税額に相当する金額をいう。

第二　売買又は交換の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者（消費税法第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者をいい、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）である場合に限る。）から第五まで、第七、第八及び第九①において同じ。）が宅地又は建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。）は、依頼者の一方につき、それぞれ、当該売買に係る消費税等相当額を含まないものとする。）又は当該交換に係る宅地若しくは建物の価額（当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該交換に係る宅地又は建物の価額に差があるときは、これらの価額のうちいずれか多い価額とする。）を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。

二百万円以下の金額	百分の五・五
二百万円を超え四百万円以下の金額	百分の四・四
四百万円を超える金額	百分の三・三

第三　売買又は交換の代理に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買又は交換の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該宅地又は建物の売買又は交換に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）は、第二の計算方法により算出した金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該売買又は交換に係る消費税等相当額を含むものとし、当該売買又は交換に係る宅地又は建物の価額（当該売買又は交換に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該売買又は交換に係る宅地又は建物の価額に差があるときは、これらの価額のうちいずれか多い価額とする。）を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。

百万円以下の金額	百分の五・五
百万円を超え二百万円以下の金額	百分の四・四
二百万円を超える金額	百分の三・三

第四　貸借の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の媒介に関して依頼者の双方から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）の合計額は、当該宅地又は建物の借賃に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該媒介が使用貸借に係るものである場合においては、当該宅地又は建物の通常の借賃をいう。以下同じ。）の一月分の一・一倍に相当する金額以内とする。この場合において、居住の用に供する建物の賃貸借の媒介に関して依頼者の一方から受けることのできる報酬の額は、当該媒介の依頼を受けるに当たつて当該依頼者の承諾を得ている場合を除き、借賃の一月分の〇・五五倍に相当する金額以内とする。

第五　貸借の代理に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額は、その者が宅地又は建物の貸借に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）について受けた消費税等相当額を含む。）以下この規定において同じ。）は、当該宅地又は建物の借賃の一・一倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該貸借の相手方から報酬を受けた場合において、当該貸借の相手方から受けた報酬の額が当該貸借の一月分の一・一倍に相当する金額を超えるときは、その超える部分の金額については、この限りでない。

第六　権利金の授受がある場合の特例

宅地又は建物（居住の用に供する建物を除く。）の賃貸借で権利金（権利金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、賃貸借に関して支払われる金銭で返還されないものをいう。）が授受されるものにつき宅地建物取引業者が当該賃貸借の代理又は媒介に関して受けることのできる報酬の額は、当該権利金の額（当該権利金の額が当該賃貸借に係る賃料の額の十月分に相当する金額を超えるときは、当該十月分に相当する金額）と第二又は第三の規定による報酬の額とを合計した金額以内とする。

第七　空家等の売買又は交換の媒介における特例

低廉な空家等（売買に係る代金の額（当該売買に係る消費税等相当額を含まないものとする。）又は交換に係る宅地若しくは建物の価額（当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとする。）が四百万円以下の宅地又は建物の売買又は交換の媒介であつて、通常の媒介と比較して現地調査等の費用を要するものとして国土交通大臣が定める空家等の売買又は交換の媒介をいう。以下「空家等」という。）の売買又は交換の媒介であつて、宅地建物取引業者が空家等の売買又は交換の媒介と比較して現地調査等の費用を要するものについては、宅地建物取引業者が空家等の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）は、第二の規定にかかわらず、第三の規定により算出した金額以内とすることができる。この場合において、当該宅地建物取引業者が空家等の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受ける報酬の額は十八万円の一・一倍に相当する金額を超えてはならない。

第八　空家等の売買又は交換の代理における特例

空家等の売買又は交換の代理であつて、通常の売買又は交換の代理と比較して現地調査等の費用を要するものについては、宅地建物取引業者が空家等の売買又は交換の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。）は、第二の規定にかかわらず、第三の規定により算出した金額の二倍に相当する金額以内とすることができる。この場合において、当該宅地建物取引業者が空家等の売買又は交換の代理に関して依頼者から受ける報酬の額は、それぞれ、当該売買又は交換の相手方から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含まないものとする。）と当該依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含まないものとする。）とを合計した金額が第二の計算方法により算出した金額を超えてはならない。

第九　第二から第八までの規定によらない報酬の受領の禁止

①　宅地建物取引業者は宅地又は建物の売買又は交換の代理又は媒介に関し、第二から第八までの規定によるほか、報酬を受けることができない。ただし、依頼者の依頼によつて行う広告の料金に相当する額については、この限りでない。

②　宅地又は建物の売買又は交換の代理又は媒介に関して受けた消費税等相当額が、当該売買又は交換に係る消費税等相当額を超えるときは、その超える部分の金額については、第二から第八までの規定にかかわらず、報酬を受けることができない。

附則（令和元年八月三十日国土交通省告示第四百九十三号）

1　（施行期日）この告示は、令和元年十月一日から施行する。

2　（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第十六条第一項において準用する同法附則第十四条第一項の規定により同法第三条の規定による改正前の消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五十九条第三項の規定により同法第三条の規定による改正後の消費税法（以下「新消費税法」という。）第二十八条第一項及び第二項に規定する税率が適用される場合における新消費税法第二十九条に規定する課税資産の譲渡等又は課税仕入れ（新消費税法第二条第十二号に規定する課税仕入れをいう。）若しくは保税地域からの引取り（新消費税法第二十九条に規定する保税地域からの引取りをいう。）に係る消費税等相当額について、新消費税法第三十条第一項から第三項まで及び第五項の規定により仕入れに係る消費税額を控除する場合における新消費税法第三十条第七項の規定の適用については、同項中「当該課税期間」とあるのは「当該課税期間（消費税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第十六条第一項に規定する旧消費税率対象課税期間を含む。）」と、「当該課税期間の課税売上割合」とあるのは「当該課税期間（旧消費税率対象課税期間を含む。）の課税売上割合」とする。

3　（経過措置）この告示は、新消費税法第二十八条第一項及び第二項に規定する税率が適用される資産の譲渡等又は課税仕入れ若しくは保税地域からの引取りについて適用し、同日前に締結された契約に基づき行われる資産の譲渡等又は課税仕入れ若しくは保税地域からの引取りについては、なお従前の例による。

（最終改正　令和元年八月三十日国土交通省告示第四百九十一号）

フレーム付きはこちら（いずれかに✓印）	枠の色	板面の色	文字の色	書体
	□ゴールド □シルバー	□ゴールド □シルバー □ブラック	□ブラック □ゴールド □シルバー	文字が細かく小さい為に見やすい角ゴシック体です

□（シンプルフレーム）12,000円　□（スタンダードフレーム）14,000円　□（デザインフレーム）16,000円　□（　　枚）（送料無料 消費税別途）

板面だけのご注文はこちら（いずれかに✓印）	板面の色	文字の色	書体
	□ゴールド □シルバー □ブラック	□ブラック □ゴールド □シルバー	文字が細かく小さい為に見やすい角ゴシック体です

□板の希望サイズ＝特になし　□板の希望サイズ＝（横＝　　縦＝　　）□板面のみ7,000円　□（　　枚）（送料無料 消費税別途）

お届け先住所	〒		
お届け先名			
TEL		FAX	
mail			
御担当者名		□商品到着後お振込み（振込手数料はお客様ご負担）□代引き（代引き手数料はお客様ご負担）	